

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和 6 年 3 月 19 日（火）
午前 9 時 23 分 開会
午前 11 時 32 分 閉会
- 2 場 所 第 1 委員会室
- 3 出席委員 委員長 岡本 昭治
副委員長 石田 清
委員 上田 伴子、木谷 敏勝、
竹中 理、西田 真、
松井 正志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主 幹 山本 慎二
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 岡本 昭治

総務委員会（分科会）次第

2024年3月19日（火） 9：30～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 請願・陳情の審査について

ア 陳情1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

(3) 意見・要望のまとめについて

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(4) 閉会中の継続審査申出について〈5頁〉

4 その他

5 閉会

令和6年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- 第1号議案 豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第2号議案 豊岡市辺地総合整備計画の策定について
- 第3号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 第13号議案 豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第31号議案 令和6年度豊岡市管理会財産区特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

- 報告第2号 専決処分したものの承認を求めることについて
- 専決第2号 令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）
- 第15号議案 令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）
- 第23号議案 令和6年度豊岡市一般会計予算

※ 第15号議案及び第23号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

2023年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2024年3月19日(火)

【総務委員】

委員長	岡本 昭治
副委員長	石田 清
委員	上田 伴子 木谷 敏勝 竹中 理 西田 真 松井 正志

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	山口 繁樹
議会事務局次長	坂本 英津子
行政管理部	
行政管理部長	塚本 繁樹
行政管理部次長 兼資産活用課長	久保川 伸幸
秘書広報課長	小野 弘順
財政課長	長谷川 幹人
デジタルトランスフォーメーション推進部	
デジタルトランスフォーメーション推進部長	谷口 雄彦
経営企画課長	真狩 直哉
D X・行財政改革推進課長	若森 洋崇
危機管理部	
危機管理部長	山本 尚敏
危機管理課長	畑中 聖史
危機管理課参事	木下 喜晴
総務部	
総務部長(会計管理者)	堂垣 真弓
総務部次長(キャリアデザイン・ハラスメント担当) 兼人事課参事	岸本 京子
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
総務課参事	藤本 充
人事課長	岡 亮吾
人事課参事	向原 芳江

午前 14名
午後 16名

くらし創造部	
くらし創造部長	谷岡 慎一
くらし創造部次長 兼ジェンダーギャップ対策室長	上田 篤
地域づくり課長	井上 靖彦
地域づくり課参事	木内 純子
市民部	
税務課長	中奥 実
税務課参事	瀬崎 晃久
城崎振興局	
地域振興課長	藤原 孝行
竹野振興局	
地域振興課長	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	池内 章彦
出石振興局	
地域振興課長	三宅 徹
但東振興局	
地域振興課長	道下 一
会計課	
会計課長	西村 嘉通
消防本部	
消防長	井崎 博之
消防本部次長 兼総務課長	上田 有紀
予防課長	井上 光彦
警防課長	田中 陽一
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	中川 光典

説明員計 30名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹	山本 慎二
---------	-------

計 38名

午前9時23分 委員会開会

○委員長（岡本 昭治） 皆さん、おはようございます。

皆さんおそろいですので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

当局から、谷岡くらし創造部長、瀬崎税務課参事の欠席の申出がありましたので、了承願います。

委員の皆さんはSideBooks上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務060319が本日の委員会のフォルダーです。そこに本日の委員会の資料を配信しております。

本日の当局出席者についてであります。審査日程表に合わせ、前半、後半の2グループに分かれて、所管部署の職員に出席いただくよう要請しております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、委員会審査に入ります。

まず、第1号議案、豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

経営企画課、真狩課長。

○経営企画課長（真狩 直哉） 議案書の29ページをお開きください。第1号議案、豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明させていただきます。

本案は、2021年に策定した2021年度から2025年度までの5か年の豊岡市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の理由は、令和6年度において、過疎対策事

業債を有効に活用するため、新たな事業の追加及び事業内容の修正を行うためです。計画変更の内容は31ページから36ページの新旧対照表に記載しています。

31ページをご覧ください。このページに記載の事業は、事業名称、事業内容の変更です。

32ページ、33ページをご覧ください。32ページから34ページにかけて、道路計画を上げています。事業内容の変更が来日山線の舗装工事ほか3事業。新規が今津本線ほかの側溝修繕ほか14事業。

33ページの橋梁計画で、塩入橋の補修ほか1事業を新規で計上、その他の区分で、二見森津線でのり面改修工事の追加及び三原区内線第1号について、事業内容を変更しています。

34ページの生活環境の整備では、消防施設の計画で、事業内容の変更と事業対象地域の追加をしています。

34ページ、35ページで第7章、医療の確保では、本文中に公立豊岡病院に新棟を建設することに伴う公立豊岡病院組合負担金を追加するとともに、新規の計画として計上しています。

35ページ、教育の振興では、竹野小中一貫校整備事業や、スクールバスの購入、但東市民センター改修事業等を変更及び追加しています。

36ページでは、過疎ソフト事業を再掲しています。

参考資料として、全体の変更案を配付させていただいていますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。資料につきましては、R0603、豊岡市過疎地域持続的発展計画案、本文というものになっています。本計画に掲載している事業の実施に当たっては、実施時点での財政状況を踏まえ、過疎債を有効に活用したいと考えています。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第2号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

経営企画課、真狩課長。

○経営企画課長（真狩 直哉） 37ページをお願いいたします。第2号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてご説明させていただきます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、2024年度に辺地地域で実施する公共的施設の整備に対し、財政上の特別措置を受けるため、日高町谷辺地、日高町栗栖野辺地の2つの辺地地域に係る総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

39ページからの豊岡市辺地総合整備計画（案）をご覧ください。計画の内容につきましてご説明させていただきます。

41ページは、日高町谷辺地において、市道奈佐路・谷線の向田橋橋梁長寿命化事業を行うものです。本橋梁は、一級河川、八代川にかかる橋ですが、老朽化が進んでいるため、構造安全上の観点から、早期に補修を行う必要があります。この補修により、地域住民の安全性を確保するものです。計画期間は1年間、事業費は1,700万円です。

続いて、43ページです。日高町栗栖野辺地において、3事業を行うものです。1つは道の駅神鍋高原整備事業です。地域全体の集客力向上のため、道の駅神鍋高原の長寿命化を含めた機能強化を行うことにより、地域の魅力をさらに高めようとするものです。この事業は、当初、令和5年度から令和6年度の2年計画としていましたが、改修整備計画の

策定に時間を要したため、計画期間を令和7年度までの3年間に変更を行うものです。あわせて、改修整備計画の内容を踏まえ、事業内容を一部見直したことにより、事業費を増額するものです。総事業費は2億1,581万6,000円です。

次に、神鍋診療所医療機器整備事業です。この事業は山間部に位置する市立診療所を適正に維持するため、医療機器の整備を行うものです。計画期間は令和6年度から令和7年度の2年間、事業費は490万円です。

次に、市道神鍋山頂線側溝修繕事業です。この事業は、市道神鍋山頂線における道路側溝のうち、老朽化による破損と勾配不良区間の修繕を行い、老朽化による事故を未然に防ぐとともに、利用者の安全安心と快適な生活環境を確保するものです。事業費は250万円です。

これらの事業の財源として、辺地対策事業債を有効に活用し、市民の利便性向上に努めてまいります。説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午前9時34分 委員会休憩

午前9時34分 分科会開会

○分科会長（岡本 昭治） 分科会を開会します。

これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まず、報告第2号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第2号、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

報告第2号、専決第2号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正及び繰越明許費補正についてであります。

それでは、順次説明願います。

財政課、長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） 戻りまして、議案書の9ページをご覧ください。

専決第2号、令和5年度一般会計補正予算（第9号）でございます。本案につきましては、地方自治法の規定によりまして、議会を招集する時間的余裕がないといったことでして、1月15日付で専決処分を行ったものでございます。

第1条で歳入歳出、それぞれ5億9,453万9,000円を追加しまして、総額を516億6,775万5,000円にしたものでございます。

第2条で繰越明許費の追加を、第3条で地方債の変更を行っております。

補正予算の概要ですが、24ページから27ページをご覧ください。ふるさと納税の返礼品や積立て、国の物価高騰対策である低所得世帯への生活支援給付金の支給、能登半島地震被災地への支援及び津波避難行動の検証などに要する経費でございます。

財源としましては、戻っていただきまして、20ページから23ページをご覧ください。地方創生臨時交付金、ふるさと応援給付金などのほか、特別交付税を充てております。

説明は以上でございます。

○分科会長（岡本 昭治） 危機管理課、畑中課長。

○危機管理課長（畑中 聖史） それでは、27ページをご覧ください。2段目といいますか、説明欄、事業名が災害対策事業費でございます。60万円です。これは1月1日に発生しました令和6年能登半島地震における津波避難行動について、アンケート調査を行い、避難行動の検証及び今後の津波避難行動の在り方を検討するための経費です。兵庫県立大学への検証に係る委託料のほか、郵便料、封筒代等

が主なものとなっております。

次に、その下の事業ですけれども、能登半島地震支援事業費、691万6,000円のうち、113万8,000円が危機管理課所管分となっております。危機管理課分の主な内容は、被災地支援に向かう職員が使用する寝袋、安全靴、それからガソリンや駐車料金というものとなっております。

12ページにお戻りください。繰越明許費補正ということで、下段のほう、9、消防費の消防費、災害対策事業ということで、先ほどのアンケート関係の予算につきましては、繰越明許費を設定いたしておるところでございます。

危機管理課からは以上でございます。

○分科会長（岡本 昭治） 消防本部、上田部次長。

○消防本部次長（上田 有紀） 消防本部に係ります分についてご説明申し上げます。

引き続き、27ページをお開きください。災害対策費の能登半島地震支援事業費についてでございます。事業費の691万6,000円のうち、431万6,000円が消防本部所管分となります。内訳といたしましては、特別旅費につきましては、457万8,000円のうち、311万6,000円が消防本部分でございまして、災害現場に派遣する職員及び兵庫県大隊の後方支援本部があります、神戸市消防局に出向する職員の日当、宿泊料等を計上しております。消耗品費につきましては、111万9,000円のうち50万円で、活動に係る感染防止着や現場活動用の資機材等の整備費用として計上しております。燃料費の92万4,000円のうち、60万円につきましては、能登半島までの消防車両の燃料や宿营地での自家発電設備の燃料代、食料費の10万円につきましては、全額、非常食のアルファ化米、保存水等の購入費用として計上しております。

消防本部についての説明は以上となります。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

本議案の討論、評決につきましては、後半の部の説明、質疑を終えてから実施しますので、ご了承願います。

次に、第15号議案、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

第15号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正、全項目の人員費を含む歳出予算補正、繰越明許費補正及び地方債補正についてであります。

本案は、年度末における入札残や、事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予定の精査による不用額等の減額が主なものであります。

十分な質疑時間を確保するためにも、当局には不用額等の減額の場合は、高額な部分を、また、不用額等以外の場合は、特に必要があるものと思われる部分を説明いただくよう依頼しております。よって、そのような部分がない部署からは説明がありませんので、委員の皆さんはそうにご理解願います。もちろん質疑も可能です。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳入及び歳出等を一気に説明願います。

それでは、順次説明願います。

財政課、長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） 議案書129ページをご覧ください。

第15号議案、令和5年度一般会計補正予算（第10号）でございます。第1条で、歳入歳出それぞれ9億8,882万5,000円を減額し、総額を506億7,893万円とするものでございます。

第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為を、第4条で地方債の補正を定めております。

134ページ、135ページをご覧ください。繰越明許費補正では、城崎国際アートセンター管理費をはじめ、年度内にその支払いが終わらない27事業、23億9,778万3,000円を追加、また、2つの事業を変更しております。

136ページをご覧ください。債務負担行為の補正では、9事項の限度額の変更を行っております。

137ページをご覧ください。地方債の補正では1事業の追加、1事業の廃止、25事業の限度額を変更しております。なお、この第10号補正につきましては、ほとんどが減額でして、主に入札減、事業費の確定に伴うもの、それから3月末までの支出予定額の精査により、不用額の整理を行うといったものでございます。

概要は以上ですが、一部補足説明です。このほか、補正10号ですが、この後も第11号で新文化会館整備工事費の所要額を減額するといった補正を行っております。

続いて、財政課分です。まず、歳出から228ページ、229ページをご覧ください。一番下の説明欄、市債管理基金積立金ですが、今年度にひょうごグリーン県民債として借り入れた5年満期一括償還の5,000万円について、その償還分を毎年1,000万円ずつ、5年間にわけて積み立てるものでございます。

続きまして、歳入です。戻っていただきまして、160ページ、161ページをご覧ください。1段目の財政調整基金繰入金ですが、6億3,523万3,000円を減額しております。このうち、6億3,472万6,000円分につきましては、財源不足分の収支調整として繰り入れていましたものを減額するといったものでございます。ただし、まだこの繰入れにつきましては、3億7,000万円が残っているということになります。

次に、下の枠で前年度繰越金を1億5,022万3,000円増額しています。これにより、繰越金を全て予算化し、保留額はゼロといったことになります。

補正予算の説明は以上ですが、年度内の今後の財政収支見通しにつきましては、地方債、特別交付税、地方譲与税など、現時点では確定していないものが多くありまして、これらが確定した段階で、さらに補正の必要が生じることになります。その際には、財政事情を勘案する中で、所要の専決補正をしたいと考えておりますので、ご了承いただきたいというふうに考えています。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 秘書広報課、小野課長。

○秘書広報課長（小野 弘順） それでは、秘書広報課の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出についてです。169ページをご覧ください。下段の広報広聴事業費です。市広報紙のページ数削減による減額50万円、記録映像制作業務の入札減、7万3,000円、合わせて57万7,000円を減額するものです。

次に、歳入についてです。163ページをご覧ください。中段やや上の雑入について、実績に応じ、市ホームページに係る広告料を31万8,000円減額するものでございます。

秘書広報課につきましては以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 資産活用課、久保川部次長。

○資産活用課長（久保川伸幸） それでは、歳出のほうから、171ページをご覧いただきたいと思えます。

一番上の枠のところで、財産管理費がございいます。そのうち資産活用課分ですけれども、業務委託料の中で、測量業務ですとか、市有財産の売却支援業務ということで、不用額として400万円の減額を予定させていただいております。

それから、歳入のほうですけれども、159ページをご覧いただきたいと思えます。上から2つ目の枠のところ、一番上の欄で、土地売払い収入がございいます。この土地売払い収入、増額が六百九十幾らありますけれども、そのうちの700万円がうちの分で増額ということになってございます。

私のほうからは以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 経営企画課、真狩課長。

○経営企画課長（真狩 直哉） 経営企画課所管分を説明させていただきます。

169ページをご覧ください。一般管理費の枠の一番下、戦略的政策評価事業費です。55万7,000円の減額としています。まちづくりアンケートの分析業務の一部を職員による内政化したことによる委託料の減額ほか、事業完了に伴っての精算に

よるものです。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） DX・行財政改革推進課、若森課長。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 歳出、歳入とも100万円を超えるものについて説明いたします。

まず、歳出です。169ページをご覧ください。上から2つ目の事業で、一般管理費の減額のうち、110万円は当課の予算、電子決裁・文書管理システム構築業務です。文書管理システム構築と合わせて実施する予定であった作業を見直したことによる減額です。

続きまして、173ページをご覧ください。中ほど、行政情報化推進事業費の減額のうち、保守点検委託料225万5,000円は教育系インターネット環境におけるファイアウォールの運用を見直したことによる減額です。

続きまして、181ページをご覧ください。一番下、個人番号カード交付事業費の減額、135万円です。市内の26郵便局において、この3月末までマイナンバーカード交付申請の受付をしていただいています。昨年、2023年2月の駆け込み申請の反動等により、本年度の申請数が見込みを下回りましたので、減額するものです。

次に、歳入です。151ページをご覧ください。3つ目の表の上から4つ目、マイナンバーカード交付事務費補助金の減額、135万円です。先ほど説明した個人番号カード交付事業費の財源です。歳出と同額を減額します。

続きまして、165ページをご覧ください。上の表の上から2つ目、補助金・交付金の2つ目ですね、デジタル基盤改革支援補助金の増額、374万円です。自治体情報システム標準化に向けた業務のうち、本年度に行った生活保護と健康管理システムのフィットアンドギャップ作業が追加で補助金の対象となったことによる増額です。この歳入は、生活保護適正実施推進事業費と保健センター運営費に充当しています。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 危機管理課、畑中課長。

○危機管理課長（畑中 聖史） 135ページをご覧ください。135ページの第2表、繰越明許費補正の分で、一番上、9款消防費の事業名、非常備消防事業費6,396万3,000円と、その下の消火栓管理費300万円が危機管理課分となっております。非常備消防事業費は、消防ポンプ自動車につきまして、新型コロナウイルス感染症ですとか、ロシアによるウクライナ侵攻等により、部品等が入ってこないというようなことがございまして、使用しています車のシャーシの開発の遅れですとか、生産ラインの変更の遅れが生じ、結果として、シャーシの納車が遅れたということにより、繰越しを行うものです。

また、消火栓管理費は、水道管布設替えに伴う消火栓の新設改良ですけれども、水道管の布設替え工事の繰越しにより、消火栓工事のほうも繰越しをするというものでございます。危機管理課分の事業費の補正は全て精算でございますので、説明は省略させていただきます。

危機管理課からは以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 税務課、中奥課長。

○税務課長（中奥 実） 181ページをご覧ください。説明欄の上から8行目、賦課徴収事務費の手数料については、公売オークションシステム利用に係る手数料の精算により減額するものです。

次に、歳入について説明します。146ページをご覧ください。まず、固定資産税については、償却資産の増加と、滞納繰越分の増額補正により、1,300万円の増額としております。

次に、市たばこ税については、決算見込額により、1,700万円増額するものです。

税務課からは以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 消防本部、上田部次長。

○消防本部次長（上田 有紀） 消防本部分に係ります分についてご説明申し上げます。

210、211ページをお開きください。歳出についてでございます。9款消防費の下から3枠目に

あります消防庁舎管理費の150万円につきましては、光熱水費のうちの電気料金の見通しが立ちましたので、減額補正するものでございます。

次に、一番下の枠にあります、城崎分署消防設備・施設整備事業費の63万2,000円につきましては、城崎分署の救急自動車の事業費確定に伴い減額補正するものでございます。

次に、戻っていただいて、166、167ページをお開きください。歳入についてでございます。中段辺りの消防債、消防防災施設整備事業債の高規格救急自動車、60万円につきましては、城崎分署の救急自動車購入整備に係ります事業費確定に伴う減額補正でございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） せっかくの機会ですので、特別交付税についてお聞きしますが、今週末ぐらいに決まるんだろうと思うんですけども、能登半島大地震だとか、それから、豊岡にとっては、除雪も少なかったと思います。非常に少なくなるだろうと危惧するところなんですけども、もし分かればいいんですけども、特殊財政事情の調べで要望額を出していらっしゃると思うんですけど、その額が去年に比べて増えてるか減ってるか、ちょっと教えていただきたいことと、それから塚本部長が、恐らく陳情が要請に行っておられると思いますが、その時の総務省なんかの感触なんかがもし分かればお伺いしたいと思います。

○分科会長（岡本 昭治） 塚本部長。

○行政管理部長（塚本 繁樹） 要望額としましては、昨年度は雪も少ない中で28億円をいただきました。そういうこともありまして、今年はちょっと遠慮しようかなというのもありまして、27億円を要望させていただきました。例年ですと、26億円程度をいつもいただいていたんですけど、さすがに今年度は雪が少なかったもので、あまり無理も言えず、先ほどありましたように、能登半島地震とか、あと、

ほかにも風水害が発生していますので、27億円ということで要望には行かせていただきました。総務省の方の感触としましては、能登半島地震とか、ほかいろいろあるんですけど、それは特別に、国のほうで手だてするということで、補助金とかいろいろ手だてがあるんで遠慮されなくてもいいですよというような感じでは言っていただきましたけども、うちとしては、27億円、ここまでいただけたらありがたいなと思っております。

○分科会長（岡本 昭治） 長谷川課長。

○財政課長（長谷川幹人） 特殊財政事情につきましては、当初28億円で要望しておりました。ただし、能登半島地震がありましたので、特交の総務省の要望には27億円といったことになります。ちなみに、今週金曜日に内示がありますので、楽しみにします。

以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 松井委員。

○委員（松井 正志） 特殊財政事情というのは、もちろん一番優先するんですけども、いつも私、感じるのは、国から見て、豊岡市がどう評価されているかっていうのが特別交付税の額の多寡ではないかなという気がします。もちろんこれまでの中貝市長が長年積み上げてこられたことを踏まえて、関貫市長が要請されてますんで、今の市の皆さんだけではなくて、昔の積み重ねが非常に大きいと思いますんで、そういう前提で、ぜひその流れを逃さないように、毎年積み上げていただきたいと思います。

○分科会長（岡本 昭治） よろしいですか。

○委員（松井 正志） はい。

○分科会長（岡本 昭治） ほかにありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） ページ数を忘れちゃったんですけども、人件費のところで、会計年度任用職員さんの採用が。それは関係ないのか。

○分科会長（岡本 昭治） 後半です。

○委員（上田 伴子） 了解です。

○分科会長（岡本 昭治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） それでは、質疑を打ち切ります。

本議案の討論、評決につきましては、後半の部の説明、質疑を終えてから実施しますので、ご了承願います。

以上をもちまして、前半の部を終了したいと思いますが、ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ここで、分科会を暫時休憩します。

午前10時00分 分科会休憩

午前10時23分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、皆さんおそろいになりましたので、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いいたします。

それでは、前半に引き続き、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、委員会審査に入ります。

まず、第3号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） それでは、47ページをご覧ください。第3号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、令和6年4月1日付で、丹波少年自然の家事務

組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、51ページ、新旧対照表をご覧ください。第11条第3項中、3年を4年に改め、別表第1号表中、丹波少年自然の家事務組合を削るものです。施行日につきましては、令和6年4月1日です。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第13号議案、豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

城崎振興局地域振興課、藤原課長。

○城崎振興局地域振興課長（藤原 孝行） お手元の資料、120ページをご覧ください。第13号議案、豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、条例案の要綱で説明をいたします。

こちらにつきましては、本会議で振興局長のほうの説明とありますが、補足をいたしますと、昨日来申し上げております、城崎地域の公共施設のあり方の方針に基づいて、現在の城崎庁舎内にある市

民センター、集会室のほうに事務所を統合する、それに伴って、条例上の市民センターの集会室を廃止するというものでございます。

具体的な内容については、次のページ、121ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第8条関係で、別表、施設の名称を規定しております。この中で、上の段の集会室を削るものでございます。

内容につきましては以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午前10時29分 委員会休憩

午前10時29分 分科会再開

○分科会長（岡本 昭治） 分科会を再開します。

これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まず、前半の部に引き続き、報告第2号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第2号、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

報告第2号、専決第2号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に関わる歳入歳出予算補正及び繰越明許費補正についてであります。

当局の説明を求めます。

人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 令和5年度、一般会計補

正予算（第9号）につきまして、予算書に基づき説明いたします。

今回の補正は能登半島地震に係る職員の応援派遣に必要となる予算を増額するものです。

議案18ページをご覧ください。歳出、9、消防費の補正額につきましては、災害対策費として計上しており、1,241万6,000円の増額としています。このうち、人件費と特別旅費のうち、一般職員の派遣旅費についてご説明いたします。

27ページをご覧ください。説明欄の上から1行目、人件費を490万円計上しています。内訳は被災地での活動に係る特殊勤務手当が70万円、時間外勤務手当が420万円で、それぞれ派遣依頼元である兵庫県等から提供された情報を参考に、1月から3月末までの執行見込額を計上しています。人件費には、一般職員分と消防職員分が含まれています。

次に、下から6行目、特別旅費457万8,000円のうち、196万2,000円を一般職員の派遣旅費として計上しています。旅費に関しましては、派遣1回当たり7日間の行程で、1人6万5,400円として、職員6名が計5回の派遣を行う場合に必要となる金額を計上しています。こちらにつきましても、派遣依頼元の兵庫県等からの情報を基に積算したところです。全体として、9、消防費、補正額1,241万6,000円のうち、人件費490万円、特別旅費のうち、一般職員の派遣旅費196万2,000円の計686万2,000円について計上いたしております。

人事課からは以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、専決第2号は、承認すべきものと決定しました。

次に、第15号議案、令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

第15号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に関わる歳入予算補正、全項目の人件費を含む歳出予算補正、繰越明許費補正及び地方債補正についてであります。

本案は年度末における入札残や事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予定の精査による不用額等の減額が主なものであります。

十分な質疑時間を確保するためにも、当局には不用額等の減額の場合は高額な部分を、また、不用額等以外の場合は、特に必要があると思われる部分を説明いただくよう依頼しております。

よって、そのような部分がない部署からは説明がありませんので、委員の皆さんはそうにご理解願います。もちろん質疑も可能です。

当局の説明は、まず、人事課から全体の人件費を含めて説明いただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

それでは、順次説明を願います。

人事課、岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 一般会計補正予算（第10号）に係る人件費の補正につきましてご説明いたします。

事前にお配りしています令和5年度、人件費3月補正予算の主な理由、一般会計の資料をご覧ください。今回の補正は12月議会の補正後に生じた退職、育児休業、休職、会計年度任用職員の未採用による不用額などを中心に補正を行うものです。

それでは、費目ごとに説明いたします。報酬です。報酬につきましては、2,117万8,000円の減額としています。主にパートタイム会計年度任用職員に係る不用見込額を減額いたしております。

給料です。給料につきましては、737万4,000円の減額としています。正規職員に係る育児休業、部分休業の取得、それから年度途中の退職に係

る不用見込額の減額と、フルタイム会計年度任用職員に係る不用見込額を減額するものです。

手当です。手当につきましては、693万2,000円の減額としています。扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当の不用額を減額するものです。

共済費です。共済費につきましては、1,760万2,000円の減額としています。育児休業者、退職者、会計年度任用職員の未採用に伴って、共済組合費、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの不用額を減額するものです。

最後に負担金です。負担金ですが、4,213万1,000円の増額としています。主に退職手当組合に対する特別負担金の増額となっております。特別負担金は、毎年退職者がほぼ確定するこの時期に計上をしています。全体として1,095万5,000円の減額をお願いするものです。

人件費の補正につきましては以上です。

続きまして、人事課の所管する補正予算についてご説明いたします。

議案の169ページをご覧ください。歳出です。職員研修事業費の不用額の減額を行うものです。まず、派遣予定団体の未派遣分について、普通旅費108万6,000円を減額しています。

次に、研修事業について、業務委託料64万3,000円を減額しています。負担金は但馬広域行政事務組合主催の新任職員研修分について、新型コロナの影響により、81万6,000円を減額しています。合計254万5,000円の減額を行うものです。

人事課からは以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 総務課、藤本参事。

○総務課参事（藤本 充） 私からは、総務課の補正予算について、主なものをご説明いたします。

168ページ、169ページをご覧ください。右側の中ほど、一般管理費、地区集会施設の整備費補助金について、今年度は5つの区に補助をいたしましたが、決算見込みによる不用額として、97万4,000円を減額するものでございます。

その下、区長会費の行政事務委託料について、これは市広報等の配付、市民との情報伝達等に係る区への委託料でございますが、決算見込みによる不用額として、21万8,000円を減額するものでございます。

次に、一番下の欄、庁舎管理費でございます。本庁舎のガス料金と電気料金について、政府の電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引き等を考慮した決算見込みによる不用額として、1,251万5,000円を減額するものでございます。なお、各振興局庁舎についても、同様の理由で不用額を減額しております。

次に、182ページ、183ページをご覧ください。一番下の欄、住宅・土地統計調査費につきましても、決算見込みによる不用額として、指導員報酬などの人件費を17万円、事務的経費を5万7,000円、計22万7,000円を減額するものでございます。なお、住宅・土地統計調査費につきましては、歳出と同額の22万7,000円を歳入の県委託金で減額計上をしております。

総務課は以上でございます。

○分科会長（岡本 昭治） 地域づくり課、井上課長。

○地域づくり課長（井上 靖彦） 地域づくり課所管分について説明させていただきます。

175ページになります。中段の枠、コミュニティ推進事業費ですが、実績見込みにより、431万5,000円を減額しています。

その下の項目、コミュニティセンター管理費は86万59,000円の減額としており、光熱水費と日高地区コミュニティセンターの工事費の減額が主な要因となっています。

177ページをお願いいたします。中頃、上から20行目になりますが、定住推進事業費です。この定住推進事業費は、移住に係る支援で、空き家改修や空き家の清掃等の補助を行っておるもので、当初見込みに比べ、多くの申請をいただいているため、200万円を増額するものです。一方、学生向けシェアハウスへの改修補助については、活用の相談はあるものの、申請には至らなかったため、2件分、

840万円を減額するものでございます。

179ページをお願いいたします。中段、少し下になりますが、地域おこし協力隊推進事業費です。このうち、業務委託料については、採用に至らなかったものや、途中解職、着任時の遅れ等により、余剰が生じたので、1,465万1,000円を減額するものでございます。

また、起業支援事業補助金については、今年度、13名の協力隊員が起業する予定でしたが、実質、10名の申請にとどまり、また、200万円の上限に満たない申請もあったため、850万円を減額しようとするものです。

次に、歳入になります。155ページです。一番上になりますが、空き家活用支援事業費補助金は、学生用シェアハウスの県からの補助金になります。実績に伴い、400万円を減額するものです。

次に、165ページです。市債ですが、中段から下の総務管理債のコミュニティセンター整備事業債で760万円の減額としています。これは、日高地区コミュニティセンターの長寿命化改修において、公適債を充当していますが、歳出の減額に伴い、こちらも減額するものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） ジェンダーギャップ対策室、上田部次長。

○ジェンダーギャップ対策室長（上田 篤） ジェンダーギャップ対策室からは、歳出とあと、繰越しも、委員長、続けてよろしいでしょうか。

○分科会長（岡本 昭治） はい。

○ジェンダーギャップ対策室長（上田 篤） まず、歳出ですが、177ページをご覧ください。子育て中の女性の就労促進事業ですが、実績見込みによる使用料、会場借り上げ料の20万円の減額です。

続きまして、繰越明許費の補正についてご説明いたします。134ページをご覧ください。昨日の委員会で松井委員からもご質問いただいた関連で、少しご説明したんですが、ジェンダーギャップ解消推進事業費として、165万円を計上いたしております。これは、今年度、ジェンダーなどをテーマとし

た絵本を制作してきましたが、去る1月31日に実施しました印刷業務の入札が不調に終わったため、年度内の完了は困難となり、繰越しをお願いするものでございます。この補正をお認めいただきましたら、4月に入りまして、再度入札を実施して、7月をめどに完成させて、できれば8月には絵本完成発表会を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（岡本 昭治） 城崎振興局地域振興課、藤原課長。

○城崎振興局地域振興課長（藤原 孝行） 172ページ、173ページをご覧ください。13の城崎振興局費、庁舎管理費のうちで、投資委託料を60万円の減額、それから補修工事費を500万円の減額としております。こちらにつきましては、今年度、城崎庁舎の非常用自家発電設備更新工事の入札減によるものでございます。

それから、これに伴いまして、歳入のほうも165ページになります。大きな2つ目の枠の市債のうちの総務管理債です。3行目の庁舎整備事業債で、城崎庁舎を560万マイナスにしております。こちらは、緊急防災・減災事業債でございます。

以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 会計課、西村課長。

○会計課長（西村 嘉通） それでは、会計課分につきまして、歳出のほうからご説明させていただきます。

168ページをお願いいたします。ページの一番下の枠で、財産管理費のところですよ。

右の169ページをご覧ください。説明欄で、庁舎管理費の次の基金管理費のところでございます。各基金への積立金の予算でございますが、内訳のうち、（利子）と表記しているものが会計課で処理しているものでございます。

次の171ページにかけて、全部で9項目ございます。補正額の合計が197万1,000円になります。これは、基金の運用に伴い、収入した利子を基金に積み立てるもので、決算見込みにより増額しようとするものでございます。

次に、歳入でございます。戻っていただき、157ページをお願いいたします。ページの一番下の枠で基金運用利子のところをご覧ください。これは、先ほど歳出のところでご説明いたしました積立金に相当する基金の運用利子の収入です。同じく決算見込みにより増額しようとするものです。

内訳が次の159ページにかけてでございます。歳出の積立金と項目、金額とも対応しております。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 選管監査事務局、中川局長。

○選管監査事務局長（中川 光典） 予算書の183ページをご覧ください。上段の枠内にあります総務費の県議会議員選挙費です。令和5年4月9日に県議会議員選挙が執行され、この選挙に要した支出経費の実績による不用額を減額するものです。

主なものについて説明をさせていただきます。説明欄の枠の一番上、人件費は選挙のために雇い入れた会計年度任用職員の報酬130万4,000円や、人事課所管分の職員の時間外勤務手当165万2,000円などの不用額、合計で307万7,000円の減額です。

上から5行目の県議選諸経費の減額、123万1,000円は、会場借り上げ料をはじめとする不用額で、人件費を合わせた不用額の合計として430万8,000円を減額するものです。

次に、185ページをご覧ください。上から2つ目の太枠内、監査事務費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、主に上部団体などが総会、研修会などの開催を控えたことに伴う不用額の減額です。費用弁償9万1,000円をはじめ、合計22万1,000円を減額するものです。

最後に、歳入ですが、157ページをご覧ください。上から2つ目の太枠内、1行目、県支出金の説明欄、兵庫県議会議員選挙事務委託金ですが、支出の実績による交付金の見込みにより、58万1,000円を増額補正するものです。

説明は以上です。

○分科会長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。

よって、第15号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、後半の部の全体での審議は終了したいと思いますが、ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ここで、分科会を暫時休憩します。

午前10時50分 分科会休憩

午前10時58分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、委員会を再開いたします。

それでは、3、協議事項、（2）請願・陳情の審査についてに入ります。

陳情第1号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を議題といたします。

委員の皆さんはSide Books上の本日のフォルダー内、陳情第1号のフォルダーをお開きください。

事務局より、請願・陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（山本 慎二） それでは、文書表を読ませていただきます。

陳情理由、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題になっており、その是正のために、令和5年だけで地方議会35か所以上で庁舎内にお

ける勧誘、配達、集金に関する実態調査及び自粛を求める陳情が採択された。

各種メディアでも実態が報告されているが、庁舎内で特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、またはさせられていることに驚愕している。特に議員に勧誘され、購読しなければならないという圧力を感じたと答えた職員の割合が少ない自治体でも3割、3人に1人、多い自治体では、8割、5人に4人にのぼっていることは、大変深刻な事態である。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどである。

例えば、千葉県長生村議会の調査結果でも、「政党機関紙の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになったが、調査が行われるまでは、職員は議員から受けているハラスメントについて、「誰にも相談できなかった」という。上司や行政担当者にハラスメントの訴えの声が届いていないことが、ハラスメントが存在しないということではない。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはならない。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となった。「豊岡市においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては、「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘に対して、心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めてほしい。

陳情項目、豊岡市役所においても、職員が庁舎内で機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にかどうかを職員に寄り添って、調査、確認するように行政に求めてほしい。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してほしい。

以上です。

○委員長（岡本 昭治） ありがとうございました。
この件について、当局から意見、説明がありませ

んか。

岡課長。

○人事課長（岡 亮吾） 今、機関紙を購入してる職員数、内訳につきましては、正直把握はしておりません。あと、勧誘に当たりまして、職員から心理的圧力があつた、強制があつたということは、この人事課のほうに声としては届いておりませんし、把握をしていないということでございます。現状についてはそういうことでございます。

○委員長（岡本 昭治） それでは、質疑、意見等はありませんか。

○委員（松井 正志） 委員長、休憩いたしませんか。

○委員長（岡本 昭治） 暫時休憩いたします。

午前11時02分 委員会休憩

午前11時14分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、委員会を再開します。

その他、質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） それでは、この後、討論に入りたいと思います。

当局職員の皆さんには、説明等でご協力いただきありがとうございました。

討論に入ります前に、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前11時15分 委員会休憩

午前11時16分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、委員会を再開します。

討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど、議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願いします。

討論はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 陳情に反対の立場で意見を申し上げます。

赤旗日曜版の購読は職員との個人契約であります。どの新聞を購読するか、しないかは個人の自由意思に委ねられています。また、どの機関紙であろうが、政党に所属する議員が、自治体の職員に政党機関紙の購読を働きかけたり、配達、集金をする活動は憲法で保障された政治活動であり、購読する職員にとっては、個人の思想、信条の自由、内心の自由の問題です。元より、市職員が任意に政党機関紙を購読して、各紙の情報を入手し、それを職務に生かすことは、最大限に尊重されるべきです。いかなるものもそれは制約することはできないと思います。

以上の理由により反対をします。

○委員長（岡本 昭治） 反対意見ですね。

木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） 私は、この陳情項目、内容が庁内勧誘、行為の実態調査を求める陳情なんで、一度、いろんなことも含めて、ここに、職員に寄り添って調査、確認するように行政に求めてくださいというのも書いてあるんで、どうなんだ、どうなんだじゃなくて、どうですかみたいな感じで、一度調査をしてもらうというのは問題ないんじゃないかなということで、この陳情に採択ということで、賛成討論としたいです。

○委員長（岡本 昭治） 採択、不採択の意見がありますので、挙手により採決いたします。

本件は、採択すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岡本 昭治） 賛成多数であります。よって、陳情第1号は、採択するべきものと決定しました。

これより、3、協議事項、（3）意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について、協議いただきたいと思いま

す。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 委員会休憩

午前11時20分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告についてですが、内容につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午前11時20分 委員会休憩

午前11時20分 分科会再開

○分科会長（岡本 昭治） 分科会を再開します。

これより、3、協議事項、（3）意見・要望のまとめについて、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の本日の審査は終了しました。

ここで、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について、ご協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 分科会休憩

午前11時31分 分科会再開

○分科会長（岡本 昭治） 分科会を再開いたします。

分科会長報告についてですが、内容につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

午前11時31分 分科会閉会

午前 11 時 31 分 委員会再開

○委員長（岡本 昭治） 委員会を再開します。

これより、（４）閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料５ページにあります委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として、議長に対して申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより、４、その他に入ります。

その他、委員の皆さんの方から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 32 分 委員会閉会
